平成30年度は

一評価替えとは

ことが、 が、この評価額を3年に一度見直す 定資産評価額をもとに算出します る人が納める税金です。税額は、固 で土地・家屋・償却資産を所有してい 固定資産税は、毎年1月1日現在 地方税法で決められていま

一見直しの内容

土地 (宅地)

る場合があります。 部の地域では、価格水準が見直され 応じて再区分を行うことにより、一 商業地や住宅地などの利用状況に

決定します。

●償却資産

平成29年中に増加した資産は、

担調整措置」を行います。 なだらかに税負担を引き上げる「負 税額が急増しないようにするため、 ただし、評価額が増加する場合は

土地 外の土地) (田・畑・ 山林などの宅地以

ませんので、 今回の評価替えでは見直しを行い 税額への影響はありま

家屋

較し、低い方を評価額とします。 平成29年度の評価額と平成30年評価 額を決定します。それ以外の家屋は、 基準に基づいて計算した評価額を比 本来の税額に戻りますのでご注意く た家屋は、平成30年評価基準で評価 た人は、3年間の減額措置が終わり、 平成29年中に新築または増築をし なお、平成26年中に住宅を新築し

> 問い合わせ ☎53 - 2111 (内線226~228) 税務課資産税係

評価額を決定します。 用年数に応じた減価残存率を乗じて 異動のない資産は、資産ごとに耐

成30年評価基準に基づいて評価額を 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧・閲覧

納税者が、自分の土地や家屋の評価額が適正か判断 できるようにするため、土地・家屋価格等縦覧帳簿を開

期 間 4月2日月~5月1日火

午前8時30分~午後5時15分 ※土・日曜日、祝日は除く

その他 本人確認できる証明書(運転免許証)などの 提示をお願いします。納税者の代理の場合は

※縦覧:納税者が、ほかの固定資産(土地・家屋) 価額と比較して自分の評価額が適正かを判断

※閲覧:自分の固定資産(土地・家屋・償却資産)

価額を確認できる制度

償却資産の申告書が届いた人は、必ず提出をお願い します。

土地と家屋の 評価額は、 4月 中旬に固定資産 税の納税通知書 と一緒に送付す る課税明細書で 確認できます。



富樫主事 税務課資産税係

示します。

ところ 税務課、各支所地域振興課市民生活室

委任状が必要です。

できる制度

償却資産の申告はお済みですか?